

コンプライアンス体制のあり方と法制度的な環境変化

麗澤大学国際経済学部
教授 高 巖

I. コンプライアンス体制のあり方- ECS2000 の枠組みを用いて (資料 01)

COPOLCO Working Group での議論、EOA の提案 (資料 25)

米国連邦量刑ガイドライン (資料 02)、英国公正取引庁のスタンス

(経営幹部のリーダーシップ、方針と手続き、教育訓練、評価)

基本的な考え方：P>D>C>A を回しながら継続的に改善

目指すところ：公正かつ誠実な経営を実現すること (資料 03)

1) PLAN

基本方針の策定、コンプライアンス・マニュアルの作成 (資料 04)

各種ガイドラインなどの作成、実施計画の作成

① マニュアルや実施計画の作成にあたっては、ステイクホルダー別、モデル憲章事項別、法令違反別などで整理。ただし、いずれの場合も法令違反リスクや社会規範逸脱リスクなどの洗出しを前提 (資料 05)**②** コンプライアンス・マニュアルにおける柱の例示 (資料 06, 07)**③** 各文書と「消費者向け販売勧誘方針・苦情対応方針・製品安全方針等」の関係 (資料 08)

2) DO

責任担当部署の設置と権限付与、企業統治構造との連動、教育研修

コミュニケーション (報告相談、苦情対応、聞取調査など)

運用管理 (報告相談者のプライバシー保護、対応、報復回復など)

緊急事態への準備と対応 (経営幹部による不正) - (資料 09)

① 教育では初期段階を経れば、リスクを把握した研修やケース (資料 10)**②** コミュニケーションでは、内部と外部からのものを分けることも可
報告相談がなければ、主体的に聞取調査も実施**③** 運用管理では、実施計画の進捗状況把握を含めることも可**④** 緊急事態には一般的な危機管理を含めることも可 (資料 11, 12, 13)

3) CHECK

日常的なモニタリング活動 (基本方針などの遵守状況チェック)

コンプライアンスに関するマネジメント・システム監査 (仕組みの監査)

意識調査の実施 (組織文化の把握、構造的なリスク把握など)

内部監査や意識調査結果の整理と報告

① モニタリング活動は各部署などが主体的に実施 (資料 14)**②** マネジメント・システム監査は、準備、計画、実施、報告の順序で**③** 現場レベルの是正が可能であれば、実施、フォローアップ監査 (資料 15)**④** 現場レベルの是正が不能であれば、経営層へ報告 (資料 16, 17)

4) ACT

基本方針やコンプライアンス・マニュアルの改訂

コンプライアンス体制やプログラムの改善

緊急事態を経験した場合は抜本的な改革（資料 18）

次期実施計画への落とし込みと具体化

- ① 監査結果、意識調査結果、新法の施行、既存法令の改正などを受けて
- ② 緊急事態を経験した場合には、外部の視点を積極的に導入
- ③ 継続的改善という視点からこれを行う

II. 法制度的な環境変化

自民党行政改革推進本部での議論（資料 19）

① 結果責任の明確化（法務省、民法、商法、刑法の大幅改正）

② プロセスの評価

③ 倫理法令遵守に関するディスクロージャー

「規制改革の推進に当たっては、例えば、原子力、自動車、乳製品、院内感染、遺伝子組み換え食品等に対する国民の不安、疑念の蔓延状況にかんがみ、特に国民の安全を確保する見地から、企業における自己責任体制を確立し、情報公開等の徹底を図るものとする」。

（「行政改革大綱」2000年12月1日閣議決定）

1) プロセス評価に基づく制裁方式

① 米国連邦量刑ガイドライン（資料 02）

② 英国 1998 年競争法：適切な制裁額に関するガイダンス

公正取引上の禁止行為に対して科される最終罰金額決定項目

不当利益の没収、違反行為の継続性、違反行為上の役割、違反者の職位

報復行為、捜査開始後の違反行為、捜査への協力、無意図的的行為、

捜査前の自主的報告

③ 日本、金融庁による検査と検査マニュアル

自己責任、プロセス評価、説明責任＝検査負担の軽減、業務停止命令

④ 日本、独占禁止法改正における可能性（資料 20）

2) 市場評価に基づく支援方式- S R I（社会責任投資）

① 米国 S R I 資産残高の推移：米社会投資フォーラムのデータ

1984年 400億ドル 1997年 1兆1850億ドル

1999年 2兆1600億ドル（専門家管理の資産総額の13%）

② S R I インデックス登場

DSI400（90年）、DJSGI（99年）、FTSE4Good（2001年）

③ 日本における S R I

環境や社会貢献を中心に成長- 「21世紀宣言」（経済同友会）

④ 欧米のスクリーニング法（米国の場合）

たばこ（96%）、ギャンブル（86%）、アルコール（83%）

武器（81%）、環境（79%）、人権（43%）、労働（38%）

- ⑤日本では「経営の誠実さ」を評価しこれを競争力に変える（資料 21）
R-BEC001 の公表 <http://ECS2000.reitaku-u.ac.jp/>
 - ⑥S R I を支援する法制度改革（資料 22）
英国年金法の場合- これが雛形となっている-
（受託者が投資原則ステイトメントのポリシーの中で表明する事項）
 - (a)（そうした政策があるなら）、投資にあたっての選択、保留、実施で、社会的、環境的、倫理的な要素を考慮する度合
 - (b)（そうした政策があれば）投資に付随してくる権利（議決権も含め）を行使する際の政策
 - ⑦欧州を中心とした動き- 「欧州ビジネス・キャンペーン 2005」
コペンハーゲン・センターが 6 月に開催した「ニューエコノミー下のパートナーシップと社会責任に関する国際会議」で活動計画を発表
2004 年までに 10 回の欧州 C S R 会議の開催
既存の S R I 情報を投資家に提供するオンライン S R I ウォッチの創設
C S R ヨーロッパは、キャンペーン中、S i R i グループ (The Sustainable Investment Research International Group) と協力しユーロネクスト証券取引所のサポートを受け S R I ウォッチを立ち上げ
 - ⑧財投資金の運用に関する議論（資料 23, 資料 24）
特殊法人改革は出口を変えること→新たな出口が必要となること
どのようにマネーを流すかで、社会のあり方が変わってくる
「公正で安全な日本社会を作っていく」のために投資
- 3) 規格化・I S O 化（ラベル化）に基づく支援方式
- ①2001 年 COPOLCO Working Group
C S R スタンドアードの実現可能性に関する議論開始
Level 1 経済的責任
Level 2 法的責任 マネジメントシステム規格の対象
Level 3 倫理的責任 マネジメントシステム規格の対象
Level 4 貢献的責任 実践事項の規格化は困難
 - ②E O A の提案（資料 25）
 - ③経済産業省の動き
 - ④英文 ECS2000 およびガイダンス・ドキュメント（資料 26）
 - ⑤SA8000 児童労働、強制労働防止に関する規格（資料 27）
 - ⑥AA2000 ステイクホルダー・アプローチによる規格（資料 28, 29）
 - ⑦「欧州ビジネス・キャンペーン 2005」の影響もあり
C S R 活動を行うべき経済的理由を広報
ビジネスリーダーとステイクホルダーの能力向上を強化
企業とステイクホルダーとの対話とパートナーシップを活発化
 - ⑧SAI、腐敗行為防止に関するマネジメントシステム規格を検討開始

4) 情報発信に基づく支援方式

- ① 米国カンファレンス・ボード、ロン・ブラウン賞 (IBM, リーバイス)
- ② 米国 C E P、企業良心賞、ショッピング・フォー・ベター・ワールド
- ③ 朝日新聞文化財団の企業社会貢献度調査
- ④ 日本フィランソロピー協会による賞
- ⑤ 英国「誠実さをもって競争に勝つ」を発行 (2000年11月)

消費者と市場に関する章より

製品の記述：ラベリングや包装に関して法令を遵守。すべての情報が正確で、説明が明確であること。

製品の安全：製品が安全であること、その全ライフ・サイクルを通じて環境に安全であること。安全な使用に関して適切なガイダンスを与えること。

価格：プライス・フィクシング、差別価格、ダンピングなどの反競争的価格設定の禁止。

倫理広告：誤った広告や不快な広告を避けること。他の模範となり、少数派に関しても適切な表現を用いること。

販売方法：威圧的な販売や過大な説明の禁止。弱い立場の消費者や身障者などを搾取から守ること。

消費者権利：すべての消費者の権利が守ること。消費者の苦情に応ずる体制、商品の交換、リコールなどを行う経営能力を備えること。

データ保護：情報保護法を遵守しすべての個人情報を守ること。

<ベスト・プラクティスの紹介>

⑥ 米国商務省の動き

5) 欧州における企業倫理やCSRの特徴

① 欧州におけるCSR運動の展開

ネットワークの共通項はビジネスと政府の積極的な協調と協力。

② CSRを推進する根本的な理由- 社会的連帯の必要

- 国際的な競争に曝されていること。労働力の技能に対する投資の必要性。他国からの競争圧力 (特に高い技術能力をもった極東地域)。
- 個別企業は熟練した、高い動機づけをもった、そして柔軟な労働力を用いて、その生産性を最大化しなければならないこと。
- 深刻化する失業問題。政府は民間・ボランティア部門との協力。
- 従業員の地域共同体へ積極的なコミットメントを奨励すること。
- 退職年齢の早期化と長寿化。若者の失業増加。
- 企業による年金代替

* The Corporate Citizenship Company, Involving European Employees: How Europe's Companies Connect Corporate Citizenship with Good Human Resource Management, 1998.

③ フランス

明確な国家的な準拠枠がないため、パラドックスに陥る。他の準拠枠を参考にしようとするれば、国家的価値を裏切るものとして批判される。フランス人が企業倫理に沈黙を守るのには、カソリックの伝統で企業の規則が個人の良心の問題を扱うという考え方が排除。価値がかかわる限り、企業が積極的な役割を担うことを嫌うテクノクラートの伝統。

Henry Loosdregt and Fred Seidel, "How to implement Business Ethics in a French Multinational: A Case Study", The Proceedings of ISBEE World Congress, 2000.

④ イギリス

投資家の44%、アナリストの35%は、企業に対する関与の仕方が年金法の改正を受け変わったという。環境的、社会的問題に関して経営側と議論を求めようになった、あるいはその改善を求めようになった。

Business in the Environment, Investing in the future: City Attitudes to Environmental and Social Issues, 2001.